

学校の働き方改革を踏まえた 部活動改革について

スポーツ庁HP掲載資料より

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

※公立中学校等における運動部活動を対象

運動部活動の
意義と課題

意義

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。〈生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人〉
- 競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた運動部活動の指導が求められたりするなど、教師にとって大きな業務負担。〈土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増〉
- 地域では、スポーツ団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

これまでの
対応

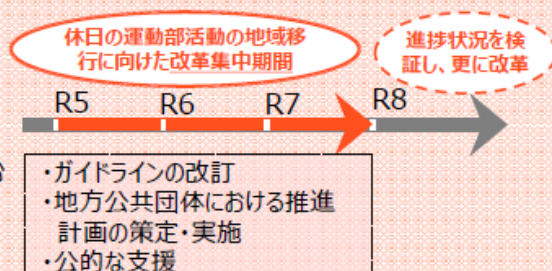
- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

目指す
姿

- 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- スポーツは、自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。
- 地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

改革の
方向性

- まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進
- ※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



課題への
対応

新たなスポーツ環境

- ・地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実施主体
- ・特定種目だけでなく、生徒の状況に適した機会を確保

スポーツ団体等

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算の確保やtoto助成を含む多様な財源確保の検討

スポーツ指導者

- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

スポーツ施設

- ・学校体育施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・スポーツ団体等に管理を委託

大会

- ・大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域のスポーツ団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭へのスポーツに係る費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。
※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

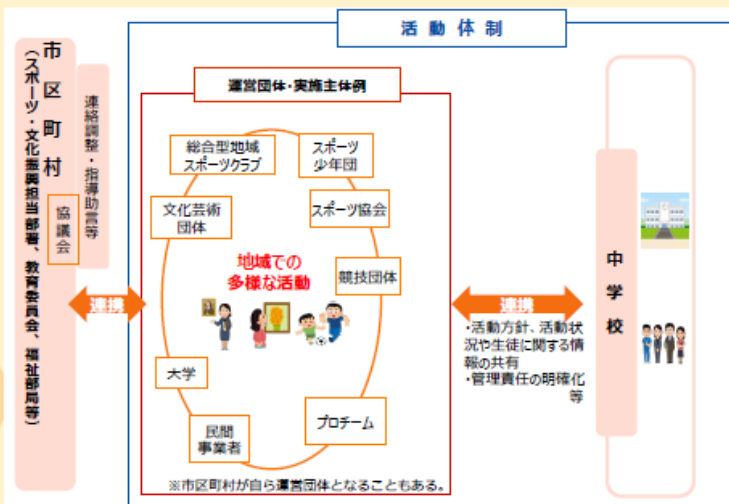
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

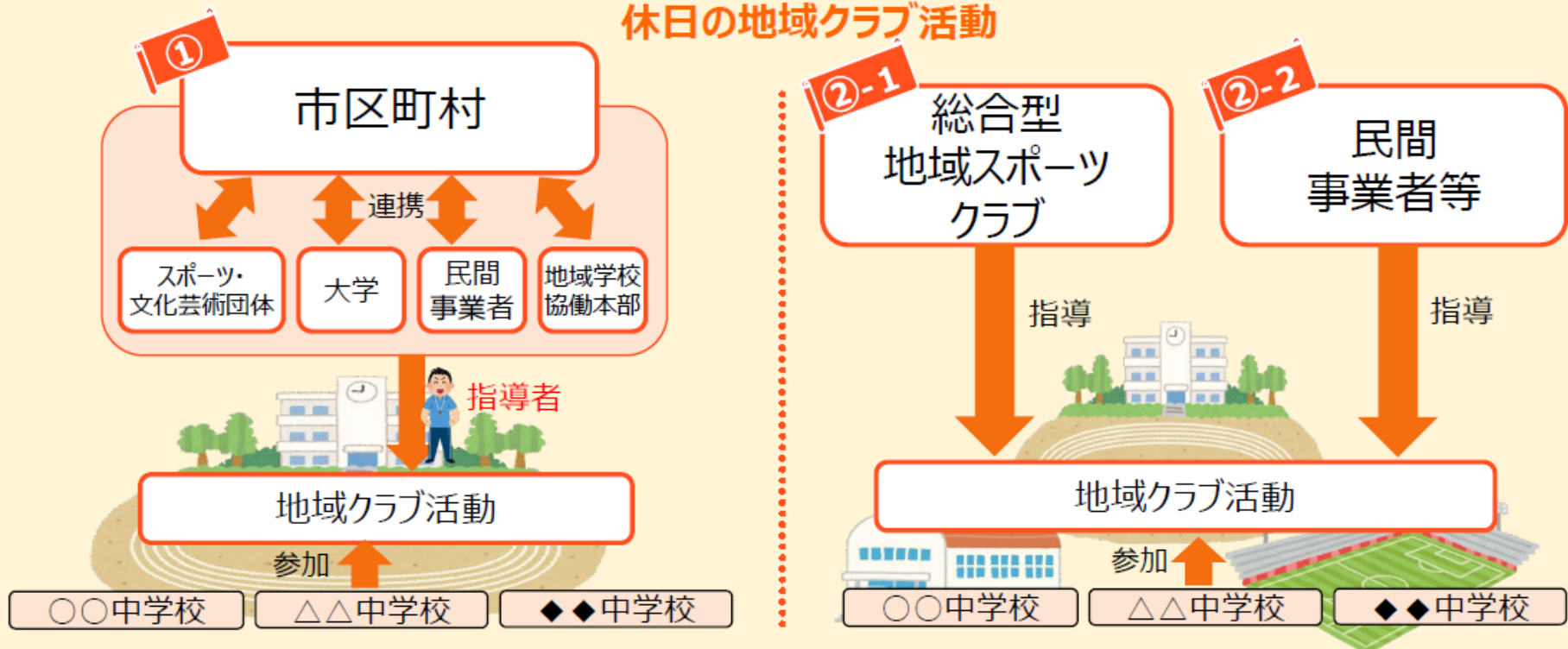
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体 （※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体 （総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者 （一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

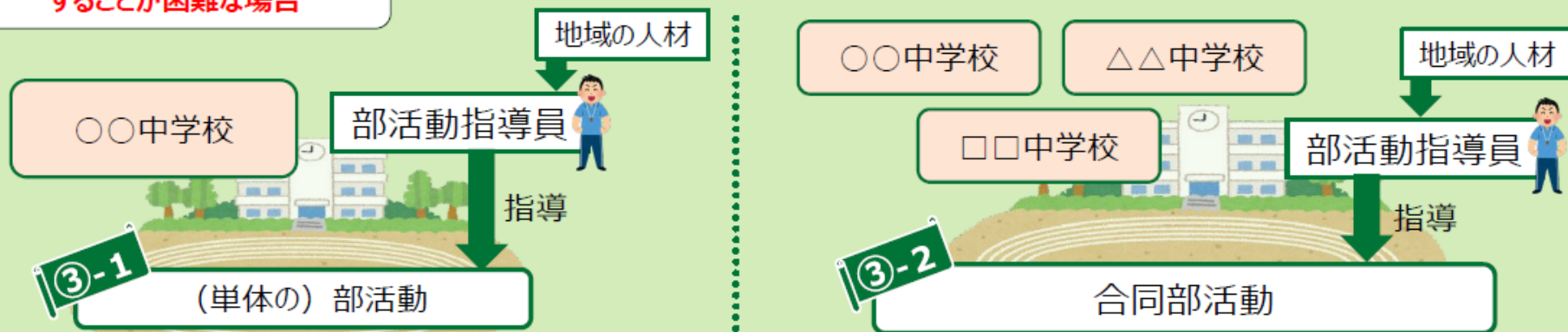


休日の地域クラブ活動



※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合

学校部活動の地域連携



部活動の現状について

1 運動部と文化部の状況

※令和5年5月末現在

中学校学習指導要領において、部活動の指導及び運営等に当たっては、部活動の意義と留意点を踏まえて行うことが重要であるとしている。

また、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとしている。

	運動部	文化部
学校数	29 校	
生徒数	12,536 人	
部活動設置 学校数	28校	23校
部活動総数	437部	50部
入部生徒数	6,693人	1,873人
競技・分野	17競技 陸上 体操 新体操 水泳 バレーバスケ サッカー 野球 ソフトボール 柔道 剣道 ソフトテニス 卓球 バドミントン ハンドボール 空手道 テニス	7分野 吹奏楽 合唱 音楽 美術 茶道 演劇 囲碁
部活動指導員 配置校 / 配置数	18校 / 24 人	6校 / 7 人
特別外部指導者 配置校 / 配置数	17校 / 36 人	—
外部指導者 配置校 / 配置数	27校 / 210 人	—

2 教員以外の指導者の配置

本市の部活動においては、教員以外に部活動指導員、特別外部指導者、外部指導者を指導者として配置し、生徒に対する専門的な指導を行うとともに、教員の部活動指導に係る負担軽減を図っている。

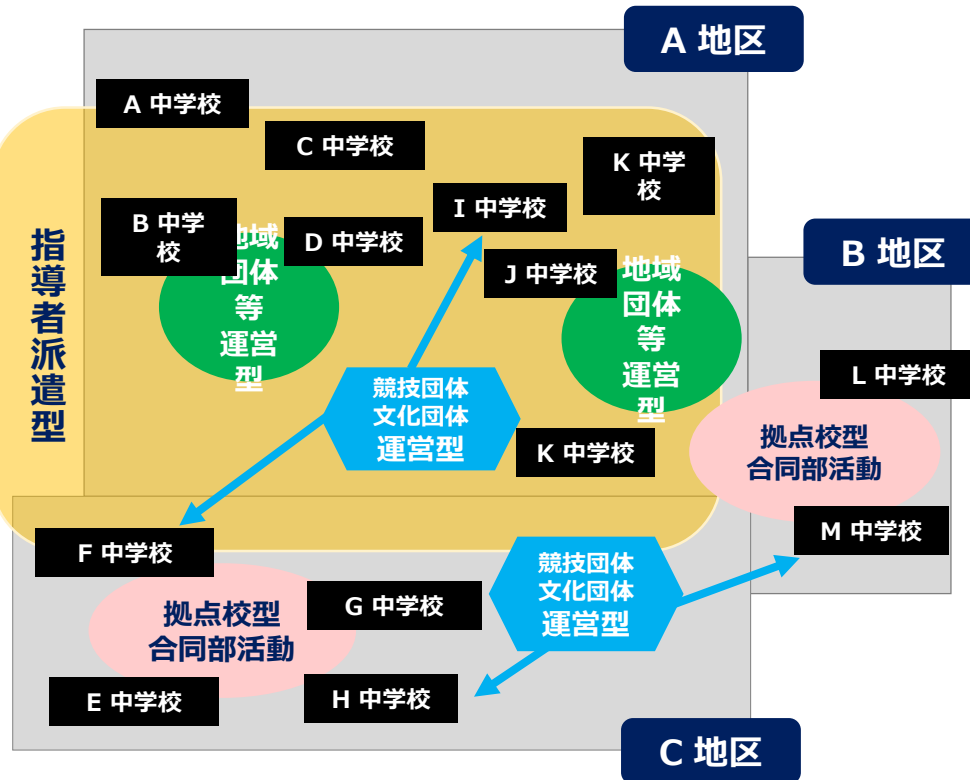
	部活動指導員	特別外部指導者	外部指導者
開始 年度	平成30年度	令和5年度	平成27年度
法的 立場	大分市 会計年度任用職員	法律上の規定なし	
職務	部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、大会や練習試合等への引率及び監督を行う。	顧問等と連携・協力しながら部活動のコーチ等として補助的に技術的な指導を行う。	
配置	運動部 文化部	運動部のみ	
単独 指導	可 能	大分市内に限り可能	不可
単独 引率	可 能		(市総体 市新人大会) 可 能 (県総体 九州・全国大会) 不 可
予算	国1/3 県1/3 市1/3	市予算	市予算
賃金 等	賃金 時給1,179円 月32時間以内かつ 年間336時間以内	謝礼金(任意) 1回800円 土日祝日は1回1600円 上限120回	謝礼金(任意) 1回800円 上限120回

部活動地域移行の方策について（案）

移行の全体イメージ

1つの方策にとらわれず、複数の方策により

生徒に対する専門的な指導と、教員の部活動に係る負担軽減
を可能とする体制を構築する



移行の方策

①指導者派遣型

市が地域の指導者と連携して運営

②拠点校型合同部活動

生徒数・部活動数の減少への対応
市が学校、競技団体地域の指導者と連携

③地域団体等運営型

総合型地域スポーツクラブや体育・スポーツ協会、民間事業者が運営
※対応可能なクラブと市が連携

④競技団体文化団体運営型

市が競技団体と連携して運営
※対応可能な団体と市が連携

移行に関する課題

①指導者の確保

※指導を希望する教員を兼職兼業により、部活動指導員として
市が任用することも今後検討

②指導者に対する研修の実施

③指導者に対する謝礼金

④会費等の保護者負担

⑤学校と運営団体との連絡・調整

⑥事故発生時における保険の補償内容

⑦大会・コンクール等の参加・引率規程

今後のスケジュール

令和6年度 現状把握と課題解決に向けた検討
令和7年度 検証事業の実施
令和8年度 休日の移行

令和12年度までに
休日の部活動を地域へ移行する

休日の地域移行に関するスケジュール（案）

	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)
期間	第 1 期			第 2 期			第 3 期	
内容	休日の活動体制の構築 【生徒への専門的な指導と教員の負担軽減】			活 動 体 制 の 構 築 ・ 推 進 ・ 修 正			活動体制の充実	
	大分市の現状把握と課題解決 に向けた検討		検証事業 の実施	6割～8割の部活動にて休日の移行			休日の活動体制の完成予定	
部活動 の実施 体制	学校部活動		平日：学校部活動 平日・休日拠点校式合同部活動 休日：新たな地域クラブ活動 【受け皿や指導者の確保が出来た地域や種目等から移行する】					
検討 委員会	第1回～第4回	第4回～第5回 方針作成						
運営 委員会			活動体制の構築・修正のため 毎年2回開催					
			第1回～第2回	第3回～第4回	第5回～第6回	第7回～第8回	第9回～第10回	第11回～第12回
	移行後の運用に関する課題（施設利用、保険の加入、補助金等）について							
ガイド ライン 改訂		改訂	改訂後随時見直し					

資料 4

	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)	2030年度 (R12)
期間	第 1 期			第 2 期			第 3 期	
内容	休日の活動体制の構築 【生徒への専門的な指導と教員の負担軽減】			活動体制の推進・修正 部活動の精選			休日の活動は地域クラブ活動 活動体制の充実	
	大分市の現状把握と課題解決 に向けた検討		検証事業 の実施	6割～8割の部活動にて休日の移行 学校に合った休日の部活動の実施と受入れ団体等を協議 ペアリング推進			休日の活動体制の完成予定 地域クラブ活動の支援と設置	
実施 体制	学校部活動			平日：学校部活動 休日：新たな地域クラブ活動			平日：学校部活動 休日：個人による	
専門 部署の 設置				管理運営に関する業務 指導者の発掘・面接・任用・異動 指導者研修				
検討 委員会	第1回～第3回	第4回～ 方針作成	ガイドライン 改訂					
指導 者 確保				人材バンクの設置・拡充 指導者の確保・育成・広報活動				
運営 委員会	移行後の運用に関する課題（施設利用、保険 の加入、補助金等）について		第1回～第2回	第3回～第4回	第5回～第6回	第7回～第8回	第9回～第10回	第11回～第12回
			活動体制の構築・修正のため 毎年2回開催					
受益 者負担				学校・保護者等への広報・周知・説明会等 受益者負担				
集金・ 支払い 方法				各家庭からの集金方法と指導者への報償費の支払い方法				
関係 団体				関係団体、企業等への周知・協力・支援依頼				

地域スポーツ・文化芸術創造と 部活動改革に関する 実行会議の概要について

スポーツ庁HP掲載資料より

設置目的

急激な少子化の進展に伴い、組織的・体系的に活動をする機会が減少する中、子供たちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するためには、学校だけでなく、広く地域全体として、希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要である。

今後は、人々のウェルビーイングやまちづくりに資するよう、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流を推進する地域スポーツ・文化芸術活動の中に部活動も取り込み、地域と学校の一体化による子供の活動の最適化を図り、多様な機会を提供する必要がある。

このことは、地域においてスポーツ・文化芸術活動を楽しむ人口の確保や参加率の向上だけでなく、住民の健康増進、地域社会の維持・活性化にもつながる。

その際、地理的・人的要因により体験格差を生まないことが極めて重要であり、対面とデジタルを最適に組み合わせるなど、新たな手段を最大限活用しながら取組を進める必要がある。

このように、既存の枠組みに捉われず、地域に開放し、各地域の実情に応じて持続可能で豊かなスポーツ・文化芸術活動を創造する観点から、部活動に関する価値観を転換することも必要である。

併せて、質の高い公教育の再生やチームとしての学校運営の観点からも、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保のため、学校内外の教育活動との関わりを含め、学校と地域が連携・協働していくことが求められる。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。

スポーツ・文化芸術活動を融合し、これらに対する子供たちの欲求を豊かに高め、応えていくことで、ライフパフォーマンスを向上し、自分自身あるいは仲間とともに困難を乗り越える力を育むことや、美しい振舞いを学んでいくことなども重要である。

これらを踏まえ、新たな地域スポーツ・文化芸術の創造と部活動改革を実行するため、現行のガイドラインと同様に、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とし、今後の方向性や総合的な方策を検討するために、本会議を設置する。

検討体制（案）

実行会議

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

【主な議事】

- 地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策について
- 令和8年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について
- ガイドラインの見直しの論点整理について

【委員構成】各団体の役員等

（経済界、地方団体、推進自治体、学校関係者、PTA、スポーツ・文化団体、弁護士、マスコミ等）

【開催頻度】 3回程度／年

※スポーツ庁、文化庁が合同で開催。

WG

地域スポーツクラブ活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】各団体の実務者等

（推進自治体、学校関係者、事業者、スポーツ団体、競技団体等）

【開催頻度】 4回程度／年

※スポーツ庁

地域文化芸術活動WG

【主な議事】

- 実証事業の取組状況等を踏まえた課題の整理や解決策の検討
- 地域クラブ活動のモデル・プロセス等の分析、受益者負担と公的支援のバランスを踏まえた今後の支援の在り方(困窮世帯への支援含む)
- 対面とデジタルの最適な組み合わせ
- ガイドラインの見直しに向けた論点整理

【委員構成】各団体の実務者等

（推進自治体、学校関係者、文化団体、実践団体）

【開催頻度】 4回程度／年

※文化庁²

※上記の他、地域スポーツクラブ活動体制整備事業において、実証事業等の調査・分析を実施

実行会議等のスケジュール（案）

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	春頃
実行会議 地域スポーツ・文化芸術 創造と部活動改革 に関する実行会議	第1回			第2回 中間取りまとめ (案)	関係団体ヒアリング 書面		第3回 取りまとめ (案)
WG 地域スポーツクラブ活動 WG	第1回	第2回	第3回		第4回		
WG 地域文化芸術活動 WG	第1回	第2回	第3回		第4回		

※実行会議、WGについては必要に応じて追加開催。

1. 改革の理念

- 急激な少子化の中にあっても、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが改革の主目的
- 学校で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障
⇒ 上記の理念等を的確に表すため、「地域移行」という名称は、例えば、「地域展開」などに変更

※改革を実現するための手法を考える際には、教員の負担軽減が図られることについても考慮

2. 改革推進期間の成果等

- 令和5年度から「改革推進期間」がスタートし、国の実証事業等を通じて、意欲ある地方公共団体による取組が着実に進捗。既に休日の地域展開を完了している地方公共団体や、令和7年度末又は8年度末までの完了を目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込み
- 先行して取り組んだ地方公共団体の創意工夫により、地域クラブ活動のモデルや各種課題の解決のためのノウハウなども明らかとなってきた
- 他方、改革途上にある地方公共団体等も多い。これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要

3. 更なる改革のために特に地方公共団体に伝えるべきこと

- これから改革に取り組む地方公共団体においては、早急に改革に着手（先行事例を踏まえ、例えば、まずは休日の改革に取り組むなど）
- 既に改革に着手している地方公共団体においては、地域の実情等に応じて、更に取組を深化
- 改革の理念を実現することが最も重要であり、その実現のための手法については地域の実情等に応じた多様な形態を想定

4. 地方公共団体における推進体制の整備

- 地方公共団体において、部活動改革に係る専門部署の設置や総括コーディネーターの配置など、適切な推進体制を整備することが重要
- 都道府県によるリーダーシップや市区町村へのサポート、複数の市区町村による広域連携の取組も重要
- 地域クラブ活動の運営体制については、実証事業等を通じて蓄積された多様なモデルを参考に、地域の実情等に応じて整備することが重要

5. 地域クラブ活動の在り方

- 地域クラブ活動においては、部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させるとともに、地域ならではの新たな価値を創出することが重要
＜新たな価値の例＞
子供たちのニーズに応じた多種多様な体験（マルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合を含む）、子供たちの個性・得意分野等の尊重、学校を越えた仲間の獲得、様々な世代との豊かな交流、専門的指導者による高度な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動など
- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るもの（従来の部活動の在り方に囚われる必要はない）
※民間のクラブチーム等との区別の明確化や質の担保等の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を国として示す必要

6. 次期改革期間の在り方

- 次期改革期間：「改革実行期間」（前期：令和8～10年度 ⇒ 中間評価 ⇒ 後期：令和11～13年度）
※これから改革に取り組む地方公共団体においても、前期で地域展開（困難な場合は地域連携）に着手
- 市区町村が幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等に合った望ましい在り方を見出していくことが重要
- 休日及び平日の具体的な取組方針等については、更に議論を深める（※第3回WGでの議論を踏まえて、中間とりまとめ（案）の記載を検討）
- 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に取組を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランスなど費用負担の在り方を検討

7. 学習指導要領における取扱い

- 地域クラブ活動は、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの。そのため、地域クラブと学校との連携が重要
- こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、地域クラブ活動と部活動に関する記載の在り方を検討（※最終とりまとめまでに更に議論を深める）

【最終とりまとめまでに検討する主な事項（個別課題への対応等）】

1. 「地域クラブ活動」の実施体制の在り方
2. 指導者の質の保障と量の確保
3. 「地域クラブ活動」を行う活動場所
4. 活動場所への移動
5. 競技大会運営の在り方
6. 保護者等関係者理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制
8. 特別支援学校等における部活動改革
9. 費用の負担の在り方